

地区活動支援担当制度の創設について

- 1 制度創設年月日 平成18年4月1日
- 2 地区活動支援担当制度実施要綱の制定について
市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市職員が地区のまちづくり活動を支援する地区活動支援担当制度について要綱を定めた。
〔要綱については、別紙のとおり〕
- 3 地区活動支援担当の任命
 - (1) 任命した職員 31名（平成18年4月1日付）
要綱に基づき、地区活動支援担当を以下の職員に任命した。
支所長
連絡所長
地域振興課長及び第一地区から第五地区の地域振興担当
地域振興課に配置される、連絡所におけるまちづくり活動の支援を統轄する地域振興課部主幹
 - (2) 任命式

日 時	平成18年3月28日（火） 午後2時00分
場 所	講堂（第二庁舎、10F）
内 容	・任命通知書の交付（市長） ・訓示（市長） ・事務説明会（任命式終了後）
- 4 職員の配置
要綱第5において「支所長及び庶務課長は、地区活動支援担当を補助する職員を、支所及び連絡所に所属する職員にあてることができる」と定め、当面は職員を増員しない。
しかし、住民自治協議会が設立され、活動する時点においては、状況に応じた職員配置を行う。
- 5 事務分掌規則等の改正
都市内分権を実施するにあたり、支所長、連絡所長、地域振興課に所属する職員が地区活動支援担当として、地区まちづくり活動を支援することから、長野市事務分掌規則、長野市支所処務規則、長野市連絡所及び市民連絡室設置規則を改正し、事務分掌に「地区まちづくり活動に関すること」を追加した。

地区活動支援担当制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市職員が地区のまちづくり活動の支援を担当することについて必要な事項を定めるものとする。

(地区活動支援担当)

第2 市長は、次の各号に掲げる職員に地区活動支援担当(以下「支援担当職員」という。)を任命する。

- (1) 支所長又は連絡所長(芹田連絡所、古牧連絡所、三輪連絡所及び吉田連絡所に限る。)
- (2) 総務部地域振興課に所属する職員
- (3) その他市長が指名した職員

(担当区域)

第3 支援担当職員の担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる区域とする。

- (1) 支所長又は連絡所長 自らの所属する支所又は連絡所の所管区域
- (2) 総務部地域振興課の職員 別表に掲げる地区の区域及びその他市長が必要と認める区域
- (3) 市長が指名した職員 任命の際に担当を命じられた区域

(担当する事務)

第4 支援担当職員は、次の各号に掲げる事務を担当するものとする。

- (1) 都市内分権に関する住民への理解及び促進を図ること。
- (2) 住民自治協議会の設立及びその活動を支援すること。
- (3) その他都市内分権の目的を達成するため市長が必要と認めること。

(補助職員の指名)

第5 支援担当職員が第4に掲げる事務を行うため、支所長にあつては当該支所に所属する他の職員を、総務部庶務課長にあつては連絡所に所属する職員で支援担当職員以外の職員を当該支援職員を補助する職員にあてることができる。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

地区名	区 域
第一地区	大字茂菅、大字小鍋の一部、大字西長野、大字西長野往生地、大字長野往生地、大字長野桜枝町、大字長野狐池、大字長野花咲町、大字長野横沢町、大字長野西町、大字長野上西之門町、大字長野西之門町、大字長野栄町、大字長野立町、大字長野若松町、大字長野旭町、大字長野長門町
第二地区	大字長野伊勢町、大字長野横町、大字長野東之門町、大字長野岩石町、大字長野字新町、大字長野東町、大字長野元善町、大字長野大門町、大字長野箱清水、箱清水一丁目の一部、箱清水二丁目、箱清水三丁目、三輪五丁目の一部、三輪六丁目の一部、三輪七丁目の一部、三輪八丁目の一部、大字三輪の一部、大字上松、上松一丁目の一部、上松二丁目、上松三丁目、上松四丁目の一部、上松五丁目の一部
第三地区	大字長野東後町、大字鶴賀権堂町、大字鶴賀田町、大字鶴賀東鶴賀町、大字鶴賀西鶴賀町、大字鶴賀緑町、大字鶴賀、大字鶴賀上千歳町、大字鶴賀南千歳町、大字鶴賀問御所町、南千歳一丁目、南千歳二丁目、東鶴賀町、居町、早苗町、柳町、大字三輪の一部
第四地区	大字南長野諏訪町、大字南長野西後町、大字南長野梶町、大字南長野妻科、大字南長野南梶町、大字南長野新田町の区域
第五地区	大字南長野北石堂町、大字南長野南石堂町、大字南長野末広町、大字中御所、中御所町四丁目、中御所一丁目、中御所二丁目、中御所三丁目、中御所四丁目、中御所五丁目

地区活動支援担当職員の主な職務について

地区活動支援担当は、都市内分権に関する地区住民の理解を図るとともに、住民自治協議会の設立に向けた地区住民の活動を支援し、設立後は事務局を担うなど、住民自治協議会の活動を側面から支援する。

1 地区住民への周知

住民自治協議会の設置に当たっては、地区住民の理解と協力、意識の高揚が必要なことから、地区住民を対象とした説明会等を実施する。

(1) 説明会の開催

- ・各行政区、自治会単位で設定するなど、なるべく多くの住民を対象とした説明会を開催する。

(2) 出前講座の実施

- ・地区内の団体・グループ等から要請のあった場合に出前講座を実施する。

2 住民自治協議会検討会等の開催

設立準備会等を設置するために区長会を中心とする各種団体長による検討会等を開催する。

(1) 設立準備会設置に向けた検討

- ・区長会をはじめとする主たる団体長による検討会を開催し、設立準備会のメンバー、設立スケジュール等について検討する。

3 住民自治協議会設立準備会等の設置

(1) 設立準備会の設置

- ・区長会を核とし、検討会で決定した主たる団体長に参画を呼びかけて設立準備会を設置する。

(2) 構成員・規約案の検討

- ・設立準備会の事務局を担い、住民自治協議会の構成メンバー、規約等について検討を行う。

(3) 講演会等の開催

- ・地区住民の理解と協力を得るため、先進自治体の住民組織代表者等による講演会を企画・実施する。

(4) 地区課題の把握

- ・ワークショップの開催や各種団体の構成員、地区住民と懇談する中で地区内にある課題について情報収集し、把握する。

(5) 課題解決の話し合い

- ・把握した課題について解決方法・優先順位などについて話し合いを行う。

(6) 地区まちづくり計画案の作成

- ・地区の将来像や方向性等を示した「地区まちづくり計画」の案を作成する。

(7)住民自治協議会の実施事業の検討

- ・解決方法に沿った実施事業の方向性を検討する。

(8)地区住民への広報

- ・設立準備会で検討している内容や地区課題等の情報共有を目的に、地区住民に対し広報紙を発行するなど、積極的な情報提供を行う。

4 住民自治協議会の事務局

設立準備会を中心に住民自治協議会を設立し、事務局を担う。

(1)設立総会の開催支援

- ・住民自治協議会の設立総会を開催し、設立準備会で検討した内容について承認を得る。

(2)住民自治協議会の活動への参加

- ・住民自治協議会が実施する活動について、地区住民へ周知を行うとともに活動へ参加する。

(3)事業促進

- ・定例的に常任評議会（役員会・幹事会）を開催し、住民自治協議会の事業促進を図る。
- ・住民活動に関する先進自治体や他地区の情報提供等を行い、住民自治協議会の活動促進を図る。
- ・地区課題の現状調査や先進例などを踏まえ、次年度に実施すべき事業案を企画、検討する。

(4)サポートチームとの連絡・調整

- ・住民自治協議会の会議や行事等について、サポートチームのメンバーへ連絡し、参加の調整を図る。（支所長は、サポートチームのリーダーとなる）

(5)担当課、担当者との連絡・調整

- ・地区活動支援担当者会議等へ出席し、他地区及び先進自治体の情報収集や、課題解決に向けた意見交換などを行う。
- ・住民自治協議会の事業実施や補助金申請などについて、担当課との連絡・調整を行う。

(6)新たな課題への対応

- ・住民活動を行う過程で生じた新たな課題について、住民自治協議会の役員等と対応策などを検討する。

5 公民館事業との連携

地区内のリーダーとなる人材の発掘・育成や、住民が主体的に活動に参加するような意識の高揚を図るための講座を公民館と連携して実施する。

(1)講座の共催

- ・まちづくりを目的とした講座を公民館と共催で開催し、地区住民の自治意識の高揚を図り、住民自治協議会の活動を担う人材を養成する。

地区活動支援担当 名簿

地区名	補 職 名	氏 名	備 考
	地域振興課長	小 山 敏 明	
4 連絡所	総務部主幹（地域振興担当）	塚 田 潤 一	
篠ノ井	篠ノ井支所長	原 敬 治	
松代	松代支所長	大 西 俊 明	
若穂	若穂支所長	宮 島 俊 文	
川中島	川中島支所長	松 木 久 芳	
更北	更北支所長	金 井 邦 雄	
七二会	七二会支所長	岩 崎 利 寧	
信更	信更支所長	松 本 健 二 郎	
古里	古里支所長	渡 辺 康 子	
柳原	柳原支所長	三 井 和 雄	
浅川	浅川支所長	百 瀬 静 江	
大豆島	大豆島支所長	西 沢 昭 子	
朝陽	朝陽支所長	中 野 茂 夫	
若槻	若槻支所長	田 野 口 昌 夫	
長沼	長沼支所長	金 井 隆 子	
安茂里	安茂里支所長	山 岸 茂 喜	
小田切	小田切支所長	宮 下 清	
芋井	芋井支所長	山 岸 喜 久 夫	
豊野	豊野支所長	善 財 孝 文	
戸隠	戸隠支所長	原 山 隆 司	
鬼無里	鬼無里支所長	原 山 君 代	
大岡	大岡支所長	所 公 雄	
芹田	芹田連絡所長	仁 科 良 勇	
古牧	古牧連絡所長	本 間 尚 治	
三輪	三輪連絡所長	小 林 雅 弘	
吉田	吉田連絡所長	小 山 智 実	
第一	地域振興課主査	赤 羽 利 昭	
第二	地域振興課長補佐	清 水 幸 一	
第三	地域振興課主事	宮 尾 和 弥	
第四・第五	地域振興課主査	傳 田 哲 史	